## 平成18年度第3回芦屋市地域密着型サービス運営委員会 会議録

日 時	平成19年2月15日(木) 13:30~14:40
会 場	北館2階会議室3
出席者	委員長 長田 貴
	委 員 間瀬 勘史
	竹田 千里
	羽田 稔郎
	川島 知榮子
	萩原 恵利子
	小林 正美
	高橋 順子
	瀬々倉 利一
	安宅 桂子
	浅原 友美
	事務局保健福祉部次長(高齢者対策担当) 浜野 孝
	高年福祉課課長補佐(介護保険担当) 寺本 慎児
	高年福祉課課長補佐(介護保険担当) 安達 昌宏
4 344 - 13 -	高年福祉課主事 (介護保険担当) 田嶋 香苗
会議の公表	,, no de
	公 開 非公開 部分公開
	<非公開・部分公開とした場合の理由>
	0 人
ID TIU ID XX	

## 1 議題

芦屋市地域密着型サービス事業者(精道生活圏域)の指定について (概要)

法人名 社会福祉法人 尼崎老人福祉会

事業所名 小規模多機能型居宅介護 きらくえん倶楽部大桝町

サービス種別 小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護

定員等 登録25人/通い15人/宿泊5人

所在地 芦屋市大桝町 1 - 8 指定予定日 平成 1 9 年 3 月 1 日

## 2 審議内容

## 開会

(委員長) 事務局から説明してください。

(事務局) 本件につきましては,第3次介護保険事業計画(平成18~20年)で 位置づけられた地域密着型サービスの整備量を確保するため,平成17年 度中から法人と調整を行っておりました。公募等により選考されたもので はございません。同法人が,平成12年から運営している,生活支援型グループハウス「きらくえん倶楽部大桝町」の2階部分を改装し,事業を実施することとしたものです。

今回の申請内容の確認をさせていただきたいと思います。事前にお配りしております資料が申請資料の全てではございません。その中から抜粋したものを運営委員会用の資料としてまとめたものです。

介護従業者は9人配置予定です。そのうち,1名は看護職員ではなければならないとされていますので1名専従で配置されています。建物は耐火構造物となっています。営業日については,小規模多機能型居宅介護は年中無休365日を営業日とすることとされております。

通いと泊まりについては営業時間を定めることができることになっていますが,訪問については24時間行わなければならないことになっておりますので随時と記載されています。協力医療機関を定めなければいけないことになっておりますので,市内にあります野村医院・南芦屋浜病院・芦屋市歯科医師会を協力医療機関として申請が出ております。

組織体制図については、人員基準上定められている従業者の職種等の一覧となっております。代表者・管理者・計画作成担当者・介護従事者を置くことを人員基準上定められております。

小規模多機能居宅介護の介護従業者につきましては,基準上では介護福祉士やヘルパーであるとかの資格は必ずしも必要でないとされておりますが,前回の運営委員会で,質の担保の面からすれば一定数以上の有資格者の配置が望ましいのではないかというご意見を頂いておりましたので,そこで今回の申請にあたりましては組織体制図を作成するにあたって介護従事者の有資格についても確認させていただきたいと法人側へ申し出ましたところ,申請者である法人自体が介護従業者についてはヘルパー2級以上の者しか採用していないということで,本件に係る介護従業者につきましても組織体制図にありますとおり全員が職務に必要な資格を有しているということが確認できるかと思います。

管理者と計画作成担当者につきましては同一の者となっておりますけれども、それぞれの職務を遂行するにあたって支障がない場合につきましては基準上兼務が認められておりますので基準に反するというものではございません。「事務は施設」と書かれている箇所がございますが、これは冒頭にも申し上げましたとおりこの法人は市内に特別養護老人ホーム「あしや喜楽苑」がございましてあしや喜楽苑の方で事務は一括して行うとのことです。

中央のリビングとサロンのスペースがこちらの事業所の居間兼食堂であると申請が出ております。リビングとサロンを足しましたら47.42㎡ございます。居間兼食堂の面積というのは,事業所の通い定員一人当たり3㎡以上の面積を有しなければならないという規定がございます。

この事業所の通い定員は 1 5 人ですので , 1 5  $\times$  3  $\stackrel{\cdot}{m}$  = 4 5  $\stackrel{\cdot}{m}$ 以上の面積が必要となりますが , 4 7 . 4 2  $\stackrel{\cdot}{m}$ ございますので , これにつきましては設備基準をみたしているといえます。宿泊室がリビングとサロンを囲むように 5 室ございます。宿泊定員が 5 人でございますので , 一人ずつ個室で

宿泊サービスを利用することができます。

個室につきましては、1室あたり床面積が7.43㎡以上あることとされておりますので、基準は満たしております。その他、台所、浴室、トイレが2か所、1か所は車椅子用トイレが同一フロア内に有しているということがご確認いただけるかと思います。

小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、必ず夜勤者を置かなければいけないこととされておりますが、夜勤者につきましてはサロンで夜間待機をし必要な介護を行うということで報告を受けております。

設備基準につきましては,消火設備と非常災害設備を有することが求められておりますが,この事業所におきましてはこちらに書かれておりますとおり防火スクリーン,消火器,煙探知機,非常階段がございます。非常災害設備,消火設備につきましてはすでに10月と12月に芦屋市消防署から実施指導を受けまして整備されているものです。

以上,この申請内容が基準に適合している確認ができておりますので,今回の運営委員会を経て平成19年3月1日付けで地域密着型サービスの指定を考えております。本件につきましてご意見等ございましたら頂戴したいと考えております。

- (委員長) ありがとうございました。確認事項等ございましたら忌憚なくお願いします。 居室3へ入るのに居室4を通って入らなければならないため,居室4の入り 口に通路を設けることにより居室3へスムーズに入れるよう変更されたわけで すが,図面を見ますと,利用される方の状況によっては車椅子を利用すること になろうかと思います。この通路の幅で車椅子の利用ができるかどうかの確認 はされているんでしょうか。
- (事務局) 面積的なところの確認はできておりませんので,実地検査のなかで車椅子利 用が可能かを確認させていただき建物の許可をさせていただきたいと思います。
- (委員) 浴室の設備がどのようなものなのか。職員の夜間待機場所がサロンでとのことでしたが、職員が休まれる場所とかが他に確保されているのでしょうか。
- (事務局) 実際まだ中の調査をしていないので確認はしていないのですが,一応,兼用 することで可能と理解しています。
- (委員長) 浴室ですが、図面を見ますと恐らくスイング型のリフトだと思われるのですが、備品とは違いますね。備品には書かれていないのでは。
- (事務局) ストレッチャーなり車椅子のまま入浴できるのか,一旦移って入浴しなければいけないのかは確認できておりません。

サロンについては、先ほど説明がありましたが建物を改装をかけたワンフロアを利用している関係で特別な待機場所までの指示は私どもの方からはいたしませんでした。ただ、職員が対象者の方々から離れた時の休憩場所等については1階が「大桝倶楽部」という高齢者共同住宅で1階がロビーになって入居者のサロン的なところになっています。そこに職員の待機場所がございますので、職員の待機はそこでしていただけます。監視なり注意を払っていただく必要があるときには、常にサロンにいていただくということになります。

(委員) 2月2日の研修会では、こうゆうところは出来るだけ自宅に近い方がいいので靴を履かない方がいいというお話があったのですが、その点についてはどのようにされるのですか。スリッパを利用するのでしょうか。

- (事務局) まだ確認はできていません。
- (委員) 研修会ではその点についてとても重要だとおっしゃっていたかと思うのですけれども。
- (事務局) そうですね,家的な雰囲気があるのは重要ですね。
- (委員) サロンとかリビングがゆったりしないと,部屋へ帰ってただ寝るだけになってしまうとお話されていたので。
- (事務局) 確認はしておきます。恐らく中に部屋がありますので靴にはならないとは思います。今から見学いただく打出の施設も玄関でスリッパに履き替えていただくようになっています。
- (委員) ただ,スリッパが危ないこともあるのかなとも思います。
- (委員) 設備基準で居間兼食堂で一人3㎡以上ということなんですが,恐らく,サロンが12㎡ということは3m×4mぐらいですよね。ここにパソコンとか事務的な用品を置いたときに,実際,利用者の方が使うスペースとしての位置づけになったときに使えるのか。ひょっとすると運営の中で単独なものとなるのではないかと思うのですが。
- (事務局) 実はここに壁があって、入り口が下のほうにしかない。構造上どうしようもなかった部分です。一体的と言いながら実はここのところで部屋が分断されてしまっているという実態です。最終的には、建築建物上、配置上、致し方ないとして認めました。登録定員が25人、通所デイ15人ということで事業者の方から15人の定員枠は確保したいという希望があり、ここで45㎡は超えているため、基準上の中では承認をする予定ですが、使い方については運営委員会等の意見があったということで指導等をさせていただきます。
- (委員) 事業者が夜勤者の保護という立場に立って考えると、恐らくサロンのところには仮設のベッドや仮眠できるものを置くという発想をしないといけないと思いますね。そうなると、全くここは従業者が使う場所となってしまうでしょうね。もう一つ、今までの小規模多機能のところで特に、地域との交流の部分があったかと思うのですが、運営方針にも地域との交流をと出ておりました。ここの施設の場合は2階部分ですが1階にサロンがあるということですが、1階から2階に上がるのはフリーに上がれる状態のものなのでしょうか。
- (事務局) 1階から2階へはフリーです。2階の入り口にガードがかかっているかはまだ確認できていないですが、1階は普通の共同住宅なので自由に入れるようになっています。そこから階段で2階に上がっていただくようになります。ただ、2階の入り口での管理はかかっていると思います。
- (委員) 既存の建物を改修しているので、今日これから見学にいく施設のように地域との交流スペースをこの辺でという発想がなかなか出来ないとは思うのですが、 そういったところの部分をこれから運営していく中でどのようにされるのですか。
- (事務局) ここの生活圏域が精道生活支援センターが担当することになります。推進委員としても入っていただきますし、その中でここをどういう形で地域の方と交流、地域で見守っていただくかというのは今後、協議していきたいと思います。
- (委員長) 環境的に制限されるリスクが大きくならないようにしていただきたいですね。
- (事務局) 住民の方が自由に入れるように,ただチェックの部分も必要でしょうけど閉鎖してしまうと地域密着の意味がなくなってしまいます。
- (委員) この前の研修の時にも地域密着のスペースを有効に活用するという中身では,

極端な話ですが居間兼食堂に簡易ベッドを置き夜だけ使い,朝に横にたたんで置いておくとか,利用者の方が仮眠されるとか,そのような使い方をされるとは思います。そういう使い方でもいいのではないかと思います。

- (事務局) 地域密着型小規模多機能でも宅老的なものと、きちっと整備されたものとで常に難しいところがあり、今回のところは宅老的でその中に全部入っている。今日、見学行っていただく打出の施設は小規模多機能の中に地域交流スペースも設けており、ちょっと異質な感じになっていて私どもも戸惑っているところです。こういう一つの一体の中で、地域交流スペースもない中で地域交流を図って地域のみなさんに支えていただくのか、これからの課題だと思います。
- (委員) 居室1のソファーベットは何か意味があるのでしょうか。
- (事務局) 確認は取れていないのですが,救護的な要素を含んでいるのかと思います。
- (委員) この図面ではソファーベットは2・3台配置されるんですね。椅子は15脚以上設置となっていますが、このスペースに15人が来たとしたら居場所がないのではないかと思います。もう少し具体的なイメージ図のようなものがあれば分かりやすいのですが。
- (委員長) 協力医療機関が野村医院・南芦屋浜病院・芦屋市歯科医師会となっていますが,歯科医師会というのは一般の開業されている病院や診療所ではなくて 医師会の名称になっていますが歯科医師会なんですね。
- (事務局) 契約が歯科医師会と提携をされています。個人の医師ではなくて加盟医師に ついては歯科医師会との契約書が提出されています。
- (委員長) 個人の医師ではなく歯科医師会との契約ということですね。ここは以前から 1階が施設であったということでその流れを継続してこのようになったのです ね。
- (事務局) これは喜楽苑本体の協力医院との関係で,そのまま医師会と話をして継続されているものです。野村医院と南芦屋浜病院はそれぞれ医師会の許可を得て個人の医院として契約をされております。
- (委員) 浴室の出入りは引き戸ですか。
- (事務局) サロンから脱衣室へ入っていただいて,脱衣室からの出入りになりますが, ドアの詳細はわからないですね。
- (委員) 車椅子を考えると脱衣所には洗濯機もあるので非常に狭いですね。
- (事務局) 昨年の10月に芦屋市建築指導課の方でまちづくり条例に基づく手続きについては完了していると確認しております。ただ,浴室への出入りの幅については確認をしておりませんでした。これも先ほどの通路の車椅子の関係と出入りの関係を来週検査しますので確認をさせていただきます。
- (委員) トイレの開きも逆の方が入りやすいと思います。
- (委員長) 環境的な内容について,スペースは法的な面についてはクリアーされていますが利用者の方が効果的に利用できる状況,スペースが車椅子利用を前提としたらどうなるのか,開きの使い勝手であるとか,緊急時の誘導体制であるとかを含めてこちらからの意見としてお伝えいただきたいと思います。

委員からも意見がありましたが、地域交流についても具体的に効果的にどのようなかたちで考えておられるのか。これは質問ではなく、確認ということでお願いしたいと考えています。

(委員) トイレは男性用の小便器はないのですね。

- (事務局) 図面を見る限りではないですね。
- (委員) 洋式ですよね。
- (事務局) 様式です。
- (委員) 利用される年齢層から見たときに使いにくい場合もあるのかなと思います。 ただ, どちらがいいのかはわかりませんが。
- (事務局) 部屋の中にトイレがないので。
- (委員) 水周りは既存のものを流用しないと,大変なことになりますしね。
- (委員長) 構造的な面から設定を考えていかないといけないのでしょうね。ただ,トイレのバリエーションがあればいいんですけど。
- (事務局) 居室が5以上必要なので,無理に居室1を離れたところに作っているという 構造になっていますね。
- (委員) この図面からすると、洗濯機を配置し、パソコンを置き、いろいろなものを 置いていき、たためるものはたたんだとしても、すべてのものがきちっと配置 できるのかなと思います。最終的には車椅子が通れるのか。機能を損なわない ように、よく確認をしていただきたいと思います。
- (委員長) 3月1日指定予定になっていますので、環境的な側面においての意見が非常に多いですが、具体的な構造や配置について確認をしていただきたいと思います。
- (事務局) 今日,喜楽苑に連絡を入れて設計事務所を呼んでおりますので,明日,明後日には確認が取れます。
- (委員長) 是非お願いします。

閉会